

舞鶴小・中学校（仮称）開校準備委員会傍聴要領

（傍聴の手続）

第1条 舞鶴小・中学校（仮称）開校準備委員会及び専門部会（以下「委員会等」という）の会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という）は、会議開催の10分前までに整理番号表（別記様式）の交付を受けなければならない。

2 委員会等の会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という）の定員は、あらかじめ委員会等の長が定めるものとし、傍聴希望者が定員を超えるときは、抽選によって傍聴人を決するものとする。

（入場の制限）

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められるもの
- (2) ポスター、ビラ、拡声器その他会議もしくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（傍聴人の遵守事項）

第3条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと
- (2) 会議場において発言しないこと
- (3) みだりに席を離れないこと
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと
- (5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること
- (6) たすき等を着用し、またはプラカードに掲げる等示威的行為をしないこと
- (7) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと
- (8) 会議場において許可無く撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと
- (9) 前8号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、または会議の妨げとなるような行為をしないこと

（その他）

第4条 この規則に定めるもののほか、傍聴人は委員長等の長の指示に従わなければならない。

附則

この要領は平成22年5月28日から施行する。

この要領は平成22年9月28日から施行する。

この要領は平成24年6月7日から施行する。

様式

整 理 番 号 票

年 月 日 舞鶴小・中学校（仮称）開校準備委員会

NO. _____

傍聴人は、会議の開催中この整理票を携行し、係員の
求めに応じて提示してください。